

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月13日
【四半期会計期間】	第22期第3四半期（自平成22年12月1日至平成23年2月28日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎 東京都中央区銀座七丁目4番12号
【本店の所在の場所】	（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号
【電話番号】	03(3520)0066(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第3四半期 累計期間	第22期 第3四半期 累計期間	第21期 第3四半期 会計期間	第22期 第3四半期 会計期間	第21期
会計期間	自平成21年 6月1日 至平成22年 2月28日	自平成22年 6月1日 至平成23年 2月28日	自平成21年 12月1日 至平成22年 2月28日	自平成22年 12月1日 至平成23年 2月28日	自平成21年 6月1日 至平成22年 5月31日
売上高(千円)	580,125	844,949	189,680	290,598	737,952
経常利益又は経常損失() (千円)	194,456	45,348	58,927	13,670	255,106
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(千円)	214,987	47,439	59,126	373	279,141
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失()(千円)	-	7,636	-	1,554	-
資本金(千円)	-	-	779,125	781,317	779,125
発行済株式総数(株)	-	-	57,879	58,079	57,879
純資産額(千円)	-	-	1,258,999	1,248,322	1,196,378
総資産額(千円)	-	-	1,364,743	1,612,480	1,843,222
1株当たり純資産額(円)	-	-	22,982.41	22,674.56	21,811.30
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期(当期)純損失金額 ()(円)	3,924.62	864.26	1,079.32	6.80	5,095.78
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額(円)	-	857.17	-	6.66	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	92.3	77.3	64.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	393,962	151,192	-	-	657,896
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	63,359	35,406	-	-	19,832
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	125	236,000	-	-	360,936
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	310,945	398,653	451,530
従業員数(人)	-	-	25	24	25

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第21期第3四半期累計(会計)期間については当社には関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資損失は記載しておりません。

4. 第21期に当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、持分法を適用した場合の投資損失の記載を省略しております。

5. 第21期第3四半期累計期間及び第21期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において重要な関連会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(人)	24	(16)
---------	----	------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、主に美術品を対象としたオークション運営事業を行っており、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)							
	取扱高 (千円)	前年同 四半期比 (%)	売上高 (千円)	前年同 四半期比 (%)	オークション 開催数(回)	オークション 出品数(点)	オークション 落札数(点)	落札率 (%)
近代美術オークション	396,270	131.0	82,132	109.5	1	125	108	86.4
近代陶芸オークション	72,810	63.3	14,492	46.2	1	194	176	90.7
近代美術Part オークション	26,415	23.5	5,992	42.3	1	157	144	91.7
その他オークション(注)1	313,935	560.4	59,277	323.3	4	1,085	918	84.6
オークション事業合計	809,430	79.0	161,895	78.8	7	1,561	1,346	86.2
プライベートセール	124,470	152.7	118,644	177.2				
その他	64,316	72.1	10,059	81.7				
その他事業合計	188,786	32.5	128,703	29.8				
合計	998,216	36.4	290,598	53.2				

(注) 1. その他オークションの開催については、募集の状況により随時開催しております。当第3四半期会計期間(平成22年12月1日～平成23年2月28日)は、Bags/Jewelry & Watchesオークション2回、西洋美術オークション1回、ワインオークション1回を開催しております。

2. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
一般法人顧客 (注4)	44,776	23.6	-	-
一般法人顧客 (注4)	29,014	15.3	-	-
個人顧客 (注4)	-	-	85,714	29.4

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 当該顧客がオークションでの落札及びプライベートセールにて作品を購入した金額を記載しており、当該取引は一過性であります。

5. 当社の事業構造として、オークションが第2四半期及び第4四半期に多く開催される傾向があるため、四半期会計期間別の業績には季節的変動があります。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクにおいて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期会計期間（平成22年12月1日～平成23年2月28日）におけるわが国の経済は、引き続き国内生産や輸出の回復基調を受けて、景気は踊り場を脱しつつあるとの認識はあるものの、円高の進行に加えて中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰など、不安定な外部要因の影響を受けるものとなりました。

国内消費は、政策効果の剥落とともに冷え込むものと考えられ、雇用環境や設備投資に大きな変化は見られず、本格的な企業の業況判断には依然慎重な見方がなされております。

このような環境の下、当社は引き続き徹底したコスト管理のもと高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めてまいりました。

前事業年度後半から下げ止まりの傾向にあった当社主力部門である近代美術の落札単価は、当第3四半期会計期間においても前第3四半期会計期間比で継続して上昇しております。出品点数につきましても当第3四半期会計期間のオークション開催数は前第3四半期会計期間に比べ2開催多い7回であったこともあり、同様に前第3四半期会計期間比で増加いたしました。

その結果、取扱高は998百万円（前第3四半期比36.4%増）と前第3四半期比で大幅に増加しました。売上高も290百万円（前第3四半期比53.2%増、内商品売上高133百万円（前第3四半期比79.8%増））と大幅に増加しましたが、これは商品売上高の増加が主な要因であります。売上総利益も127百万円（前第3四半期比60.8%増）と大幅に増加しました。

利益面におきましては、引き続き損益改善活動への取り組みにより販売費及び一般管理費をほぼ当初の計画どおりに抑えることが出来ており、また、当第3四半期会計期間において貸倒引当金を一部戻し入れしたことから、当第3四半期会計期間では経常損失13百万円（前第3四半期会計期間は58百万円の経常損失）四半期純利益0百万円（前第3四半期会計期間は59百万円の四半期純損失）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は第2四半期会計期間末より426百万円減少（前第3四半期は413百万円の減少）し、398百万円（前第3四半期末は310百万円）となりました。当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は298百万円（前第3四半期は381百万円の使用）となりました。これは主にオークション未払金の減少による減少344百万円と前渡金の増加による減少93百万円による減少に対し、たな卸資産の減少による増加123百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は10百万円（前第3四半期は34百万円の使用）となりました。これは主に定期預金の払戻による収入120百万円と貸付金の回収による収入4百万円に対し、定期預金の預入による支出135百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は116百万円（前第3四半期は収入・支出なし）となりました。これは主に短期借入の返済による支出119百万円と新株発行による収入2百万円によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成23年4月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	58,079	58,079	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり ます。なお、単元株制度は採用し ておりません。
計	58,079	58,079		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容

(平成22年3月25日取締役会決議による第2回新株予約権)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,500
新株予約権の行使期間	自平成22年4月9日 至平成27年4月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,500 資本組入額 10,964
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき427円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 相続した新株予約権を行使することはできない。

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に50%（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

5. 本新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。

6. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月9日（当新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成27年4月8日（当新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(8) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の内容
（平成22年10月18日取締役会決議による第4回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成23年2月28日）
新株予約権の数（個）	2,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,414
新株予約権の行使期間	自平成24年11月2日 至平成27年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,414 資本組入額 10,207
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

4．新株予約権の取得に関する事項

（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

（2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の80%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の100%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の115%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成24年11月2日(当新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成27年11月1日(当新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年12月1日～ 平成23年2月28日	100	58,079	1,096	781,317	1,096	386,067

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社表玄から平成23年2月8日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成23年2月7日現在で保有株式が0となった旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

株式会社表玄の大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 株式会社表玄
住所 東京都中央区銀座六丁目3番11号
保有株券等の数 株式 0株
株券等保有割合 0.00%

当第3四半期会計期間において、臯月啓左氏から平成23年2月8日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年2月7日現在で3,645株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

臯月啓左氏の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 臯月啓左
住所 京都府京都市北区
保有株券等の数 株式 3,645株
株券等保有割合 6.28%

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,098	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,881	54,881	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	57,979	-	-
総株主の議決権	-	54,881	-

【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シンワアートオークション株式会社	東京都中央区銀座 7 - 4 - 12	3,098	-	3,098	5.34
計	-	3,098	-	3,098	5.34

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月
最高(円)	26,890	23,600	24,000	21,490	20,200	23,000	34,000	32,200	61,000
最低(円)	21,500	19,800	20,000	19,590	18,700	18,000	19,510	27,750	29,100

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年6月1日から平成22年2月28日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年6月1日から平成23年2月28日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年6月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年6月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は連結子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	688,653	771,530
オークション未収入金	196,981	56,220
商品	242,518	310,363
前渡金	391,851	544,396
その他	24,348	57,013
貸倒引当金	303	69
流動資産合計	1,544,049	1,739,454
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	17,541	24,471
車両運搬具(純額)	2,036	2,787
工具、器具及び備品(純額)	3,385	4,358
有形固定資産合計	22,963	31,617
投資その他の資産		
その他	98,276	135,640
貸倒引当金	38,643	63,490
投資損失引当金	14,166	-
投資その他の資産合計	45,467	72,149
固定資産合計	68,430	103,767
資産合計	1,612,480	1,843,222
負債の部		
流動負債		
買掛金	439	439
オークション未払金	151,762	202,901
短期借入金	120,000	360,000
未払法人税等	2,317	3,341
賞与引当金	8,667	13,698
その他	57,622	44,413
流動負債合計	340,808	624,793
固定負債		
退職給付引当金	23,350	22,050
固定負債合計	23,350	22,050
負債合計	364,158	646,843

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	781,317	779,125
資本剰余金	386,067	383,875
利益剰余金	167,140	119,700
自己株式	87,856	87,856
株主資本合計	1,246,670	1,194,844
新株予約権	1,652	1,533
純資産合計	1,248,322	1,196,378
負債純資産合計	1,612,480	1,843,222

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
売上高	580,125	844,949
売上原価	297,059	369,846
売上総利益	283,066	475,102
販売費及び一般管理費	1 480,469	1 425,218
営業利益又は営業損失 ()	197,403	49,884
営業外収益		
受取利息	847	369
受取保険金	-	695
受取査定報酬	934	202
受取保管料	-	1,011
その他	1,422	333
営業外収益合計	3,204	2,612
営業外費用		
支払利息	-	2,488
為替差損	257	4,432
その他	0	227
営業外費用合計	257	7,148
経常利益又は経常損失 ()	194,456	45,348
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	24,613
新株予約権戻入益	-	722
未払配当金戻入益	298	561
特別利益合計	298	25,896
特別損失		
固定資産売却損	-	510
投資損失引当金繰入額	-	14,166
退職特別加算金	1,404	-
事務所移転費用	18,507	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	8,225
特別損失合計	19,911	22,902
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	214,069	48,342
法人税、住民税及び事業税	917	902
法人税等合計	917	902
四半期純利益又は四半期純損失 ()	214,987	47,439

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
売上高	189,680	290,598
売上原価	110,540	163,324
売上総利益	79,139	127,274
販売費及び一般管理費	141,258	138,956
営業損失()	62,118	11,681
営業外収益		
受取利息	250	112
為替差益	2,108	-
受取査定報酬	135	92
その他	696	25
営業外収益合計	3,191	230
営業外費用		
支払利息	-	1,061
為替差損	-	1,158
営業外費用合計	-	2,219
経常損失()	58,927	13,670
特別利益		
貸倒引当金戻入額	38	24,368
賞与引当金戻入額	-	4,182
特別利益合計	38	28,550
特別損失		
投資損失引当金繰入額	-	14,166
特別損失合計	-	14,166
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	58,888	713
法人税、住民税及び事業税	237	340
法人税等合計	237	340
四半期純利益又は四半期純損失()	59,126	373

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	214,069	48,342
減価償却費	9,678	10,295
貸倒引当金の増減額 (は減少)	8,999	24,613
賞与引当金の増減額 (は減少)	2,469	5,031
退職給付引当金の増減額 (は減少)	2,150	1,300
投資損失引当金の増減額 (は減少)	-	14,166
受取利息及び受取配当金	847	369
支払利息	-	2,488
為替差損益 (は益)	875	3,469
有形固定資産売却損益 (は益)	-	510
売掛金の増減額 (は増加)	23,428	-
オークション未収入金の増減額 (は増加)	284,121	140,760
たな卸資産の増減額 (は増加)	65,643	67,845
前渡金の増減額 (は増加)	156,999	152,544
仕入債務の増減額 (は減少)	20,950	-
オークション未払金の増減額 (は減少)	304,174	51,138
未収消費税等の増減額 (は増加)	16,015	20,453
その他	100,814	53,491
小計	393,712	152,994
利息及び配当金の受取額	1,235	542
利息の支払額	-	1,712
法人税等の支払額	1,485	632
営業活動によるキャッシュ・フロー	393,962	151,192
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,237	2,152
有形固定資産の売却による収入	-	1
貸付けによる支出	19,739	-
貸付金の回収による収入	-	4,499
定期預金の預入による支出	360,000	310,000
定期預金の払戻による収入	315,000	340,000
差入保証金の差入による支出	15,375	339
差入保証金の回収による収入	26,992	3,398
投資活動によるキャッシュ・フロー	63,359	35,406
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	-	240,000
株式の発行による収入	125	4,300
配当金の支払額	-	300
財務活動によるキャッシュ・フロー	125	236,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	548	3,476
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	456,648	52,877
現金及び現金同等物の期首残高	767,594	451,530
現金及び現金同等物の四半期末残高	310,945	398,653

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益は、それぞれ1,177千円減少しており、税引前四半期純利益は9,402千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による敷金及び保証金の変動額は8,225千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
<p>(投資損失引当金)</p> <p>関係会社の株式の実質価額が低下したことに伴い、株式の評価の見直しを行った結果、その回収可能性が見込めると判断したものの、将来の予測に基づくものであることに鑑み、健全性の観点からこのリスクに備えて投資損失引当金を計上しております。</p> <p>当第3四半期累計期間に発生した投資損失引当金繰入額14,166千円は、「特別損失」に計上しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、116,431千円でありませ	有形固定資産の減価償却累計額は、108,861千円でありませ

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)														
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。														
<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>133,992千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入</td> <td>1,866千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>1,900千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入</td> <td>8,999千円</td> </tr> </table>	給与手当	133,992千円	賞与引当金繰入	1,866千円	退職給付費用	1,900千円	貸倒引当金繰入	8,999千円	<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>120,865千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入</td> <td>8,667千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>3,500千円</td> </tr> </table>	給与手当	120,865千円	賞与引当金繰入	8,667千円	退職給付費用	3,500千円
給与手当	133,992千円														
賞与引当金繰入	1,866千円														
退職給付費用	1,900千円														
貸倒引当金繰入	8,999千円														
給与手当	120,865千円														
賞与引当金繰入	8,667千円														
退職給付費用	3,500千円														
2. 季節的変動要因 当社の事業構造として、オークションが第2四半期及び、第4四半期に多く開催される傾向があるため、四半期会計期間別の業績には季節的変動があります。	2. 季節的変動要因 同左														

前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)												
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。												
<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>37,812千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入</td> <td>1,866千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>650千円</td> </tr> </table>	給与手当	37,812千円	賞与引当金繰入	1,866千円	退職給付費用	650千円	<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>34,395千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入</td> <td>8,667千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>2,350千円</td> </tr> </table>	給与手当	34,395千円	賞与引当金繰入	8,667千円	退職給付費用	2,350千円
給与手当	37,812千円												
賞与引当金繰入	1,866千円												
退職給付費用	650千円												
給与手当	34,395千円												
賞与引当金繰入	8,667千円												
退職給付費用	2,350千円												
2. 季節的変動要因 当社の事業構造として、オークションが第2四半期及び、第4四半期に多く開催される傾向があるため、四半期会計期間別の業績には季節的変動があります。	2. 季節的変動要因 同左												

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在) (千円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
675,945	688,653
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	預入期間が3ヶ月を超える定期預金
365,000	290,000
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
310,945	398,653

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年6月1日至平成23年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,079株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,098株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成22年第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 1,700株

新株予約権の四半期会計期間末残高 725千円

(2) ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 926千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)

オークション未収入金、前渡金及び短期借入金が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)オークション未収入金	196,981		
貸倒引当金()	303		
差引	196,678	196,678	-
(2)前渡金	391,851	391,851	-
(3)短期借入金	120,000	120,000	-

オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)オークション未収入金 (2)前渡金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自平成21年6月1日至平成22年2月28日)及び前第3四半期会計期間(自平成21年12月1日至平成22年2月28日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成22年6月1日至平成23年2月28日)

1. 関連会社に関する事項

持分法を適用した場合の投資損失の金額() 7,636千円

当第3四半期会計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額 20,400千円

持分法を適用した場合の投資の金額 6,233千円

持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,554千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項の変更

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期累計期間(自平成22年6月1日至平成23年2月28日)及び当第3四半期会計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は美術品を中心としたオークションの企画・運営事業を展開しており、取扱作品、価格帯により近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Partオークションを定期的で開催しております。その他Bags/Jewellery&Watches、西洋美術及びワイン等のオークションを随時開催しております。また美術品等の直接取引を希望する顧客を仲介するプライベートセール事業を行っております。

したがって、当社は取扱品目、価格帯及び取引形態別のセグメントから構成されており、「近代美術オークション」、「近代陶芸オークション」、「近代美術Partオークション」、「その他オークション」及び「プライベートセール」の5つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自平成22年6月1日至平成23年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)2	合計
	近代美術 オークション	近代陶芸 オークション	近代美術Part オークション	その他 オークション (注)1	プライベート セール	計		
売上高	383,882	48,383	44,478	129,226	200,887	806,858	38,091	844,949
セグメント 利益	314,875	29,714	26,470	89,437	14,875	475,373	270	475,102

(注)1. 「その他オークション」の区分には、Bags/Jewellery&Watchesオークション、西洋美術オークション、ワインオークション、浮世絵オークション、長谷川利行コレクションの結果を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、交換会等での販売及び貸会場事業等を含んでおります。

当第3四半期会計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)4	合計
	近代美術 オークション	近代陶芸 オークション	近代美術Part オークション	その他 オークション (注)3	プライベート セール	計		
売上高	82,132	14,492	5,992	59,277	118,644	280,539	10,059	290,598
セグメント 利益	61,830	9,649	2,519	41,621	13,501	129,122	1,848	127,274

(注)3. 「その他オークション」の区分には、Bags/Jewellery&Watchesオークション、西洋美術オークション、ワインオークションの結果を記載しております。

4. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、交換会等での販売及び貸会場事業等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

当第3四半期累計期間(自平成22年6月1日至平成23年2月28日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	475,373
「その他」の区分の利益	270
全社費用(注)	425,218
四半期損益計算書の営業損益	49,884

当第3四半期会計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	129,122
「その他」の区分の利益	1,848
全社費用(注)	138,956
四半期損益計算書の営業損益	11,681

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
1株当たり純資産額 22,674.56円	1株当たり純資産額 21,811.30円

2. 1株当たり四半期純利益又は純損失金額

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純損失金額() 3,924.62円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であること及び潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 864.26円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 857.17円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は純損失()(千円)	214,987	47,439
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は純損失()(千円)	214,987	47,439
期中平均株式数(株)	54,779	54,891
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数	-	453
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純損失金額() 1,079.32円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であること及び潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 6.80円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 6.66円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は純損失()(千円)	59,126	373
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は純損失()(千円)	59,126	373
期中平均株式数(株)	54,781	54,916
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数	-	1,230
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月14日

シンワアートオークション株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恵一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年6月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成22年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月13日

シンワアートオークション株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恵一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年6月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成23年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。